

岐阜市情報共有システム運用要領

令和8年1月21日決裁

(総則)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において、ASP（Application Service Provider）方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 システムは、以下の目的で活用するものとする。

- (1) 受発注者間で書面により行われている工事帳票のうち「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」及び「通知」を、電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る。
- (2) 現場代理人が受注者の属する会社内で、監督員が所属部局内で、それぞれ工事帳票をシステムで決裁・回覧することにより業務の効率化を図る。
- (3) 工事帳票及び工事写真等の工事関係書類について、システムの掲示板等で受発注者が、閲覧することにより業務の効率化を図る。
- (4) 段階確認及び打合せ等における受発注者間のスケジュール調整の効率化を図る。
- (5) 工事完成時に受注者が行う電子成果品の取りまとめ作業の負担低減を図る。

(活用する機能区分)

第3条 システムは、次の機能を活用するものとする。

- (1) 発議書類作成機能
- (2) ワークフロー機能（受発注者各々での決裁機能）
- (3) 書類管理機能
- (4) スケジュール管理機能
- (5) 掲示板機能

(対象工事)

第4条 本市が発注する建設工事のうち、予定価格5,000万円以上の土木一式工事及び舗装工事を対象とする。（以下、「発注者指定型工事」という。）

また、発注者指定型工事以外の建設工事（以下、「受注者選択型工事」という。）において、工事着手までに受注者からシステム利用の申し入れがあった場合は、受発注者の協議により利用できるものとする。

ただし、受注者の責によらない不測の事態が生じ、システムの利用が困難となった場合は、受発注者の協議により対象外とすることができる。

(入札公告及び特記仕様書への記載)

第5条 発注者は、入札公告及び特記仕様書において、システムの活用を指定する工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告文への記載例

○発注者指定型工事の場合

1 一般競争入札に付する事項

・・・

() 情報共有システム活用工事 適用する。

特記仕様書への記載

○発注者指定型工事の場合

情報共有システムの活用

- ・本工事は、情報共有システム活用工事です。
- ・詳細は、「岐阜市情報共有システム運用要領」に基づき実施すること。

○受注者選択型工事の場合

情報共有システムの活用

- ・本工事において、情報共有システムの利用を希望する場合は、工事着手までに申し出ること。
- ・詳細は、「岐阜市情報共有システム運用要領」に基づき実施すること。

(対象書類)

第6条 システムを用い電子的に交換・共有する工事書類は、別表1（工事関係書類一覧）を参考に、受発注者協議のうえ、決定するものとする。

(利用するシステムの要件)

第7条 利用するシステムは、次の要件を全て満たすものから受注者が選定できる。

- (1) 当該建設工事の契約締結時点において、国土交通省が定める最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすこと。
- (2) システム利用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。
- (3) 1つのユーザーIDで複数の建設工事案件が処理可能であること。
- (4) 受発注者からの操作等に関する問い合わせに対して電話及び電子メール等で対応できること。

(事前準備)

第8条 受注者は、当該建設工事で利用するシステムを選定し、その利用に必要な対象者やユーザー情報等について発注者と協議を行い、承諾を得るものとする。

(情報セキュリティ対策)

第9条 受発注者においては、最新のセキュリティ対策が講じられた端末を使用するものとする。

(システム利用料)

第10条 システムの利用契約は、受注者が行うものとする。また、システムに係る費用（登録料及び利用料）は、以下の各号に定めるとおりとする、

- (1) 土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携及び水道事業実務必携による場合は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。
- (2) 前号に定めがない積算基準において、共通仮設費率に計上されていない場合、受発注者協議のうえ、別途積上げ等により共通仮設費に計上するものとする。

(システム利用における注意点)

第11条 システムを利用することが受発注者間の負担となる場合（カタログ等の電子化が煩雑な書類の取扱いなど）は、その都度、受発注者協議のうえ、システムの利用を検討するものとする。

- 2 本要領に記載のない事項については、国が定める「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を準用するものとする。なお、国が定めるガイドラインを準用する場合、書類名、基準類や職名等については、市に同様のものがある場合は、市に読み替えるものとする。
- 3 本要領及び国が定めるガイドラインにおいて、疑義又は不明な点が生じた場合には、受発注者協議のうえ、運用するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
(岐阜市情報共有システム試行運用要領の廃止)
- 2 岐阜市情報共有システム試行運用要領（令和6年3月29日決裁）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領の施行日前に契約を締結した建設工事については、なお従前の例による。

別表1 工事関係書類一覧（第6条関係）

書類名		情報共有システムでの取扱	参考
提出書類	指示・承諾・協議・提出・報告書	(発議書類作成機能、ワークフロー機能)	岐阜市建設工事監督要領 監要様式 第2号 その1
	施工打ち合わせ記録簿		参考様式 岐阜県建設工事共通仕様書 第12-1号様式
	施工計画書		参考様式 岐阜県工事書類作成の手引き
	設計図書の照査確認資料 (契約書第18条に関する事実があった場合)		-
	材料検査(試験)願		参考様式 岐阜県建設工事共通仕様書 第6号様式
	現場内事案報告書		参考様式 岐阜県建設工事共通仕様書 第7号様式
	使用材料調書		参考様式 岐阜県建設工事共通仕様書 第13号様式
	施工体制台帳		工事現場における施工体制点検マニュアル(岐阜市) 様式 1
	作業員名簿		工事現場における施工体制点検マニュアル(岐阜市) 様式 1-2
	施工体系図		工事現場における施工体制点検マニュアル(岐阜市) 様式 2
	休日・夜間作業届		参考様式 岐阜県建設工事共通仕様書 第8号様式
	工事履行報告書		参考様式 岐阜県建設工事共通仕様書 第16号様式
データ共有書類	工事写真	(掲示板機能)	-
	出来形管理図表		参考様式 岐阜県施工管理基準 様式 3
	品質管理図表		参考様式 岐阜県施工管理基準 様式 4
	安全訓練実施資料		-
	創意工夫に関する実施報告書		岐阜市建設工事成績評定要領 工評様式 6号
	社会性等(地域への貢献等)に関する実施報告書		岐阜市建設工事成績評定要領 工評様式 7号
	段階確認報告書		参考様式 岐阜県建設工事共通仕様書 第15-1号様式

※ 情報共有システム活用の目的に鑑み、書類の内容により紙面でのやりとりが合理的な場合は、紙面での処理を妨げるものではない。

参考様式: 岐阜県建設工事共通仕様書に定める様式